

第4期南魚沼市地域福祉計画

概要版 令和4年3月策定

市では地域福祉の推進を図るため「南魚沼市地域福祉計画」を策定しています。

この計画を広く知っていただき、普段の生活の中でも「地域福祉」を意識し、関心を持っていただけるよう、計画の内容をまとめた「概要版」を作成しました。家庭や職場等でぜひご覧ください。



計画策定の趣旨

全国的な人口減少や核家族化の進行は、地域にとっての大きな課題となりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や、福祉に関する諸制度の大きな変化もあり、様々な課題への取組が求められています。

課題の解決のためには、福祉の分野に限らず、地域で活動する誰もが連携・協働し、お互いに支えあう「地域福祉」の仕組みづくりが大切になります。

市ではより一層の地域福祉の推進に向け、これまでの計画を今日的な内容に見直し、第4期となる「南魚沼市地域福祉計画」を策定しました。

地域福祉推進のイメージ



計画の根拠や位置づけ、他の計画等との関連、計画の期間

- ・この計画は、「社会福祉法」、「生活困窮者自立支援法」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「再犯の防止等の推進に関する法律」の各法令に基づき策定しています。
- ・この計画は、市全体の理念や取組を定める「地域福祉計画」として、南魚沼市社会福祉協議会が策定する実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と相互に補完・連携します。
- ・この計画は、「南魚沼市総合計画」を上位計画とし、他の福祉や保健など各分野の個別計画が共通して取り組むべき視点や方向性を定める「中間的な計画」として位置づけています。
- ・この計画は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を反映し、策定しています。
- ・この計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の計画期間とします。

計画本編（計画書）の構成

第1章 計画の策定にあたって … 趣旨や位置づけ、計画期間、策定体制等を掲載しています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 … 今日的な課題を捉えるため、市の人口や世帯状況等の統計データやアンケート結果、第3期計画の取組状況などについて掲載しています。

第3章 計画のめざすところ … 第4期計画における基本理念や基本方針、施策の方向性とその内容を掲載しています。

第4章 計画の推進に向けて … 各々の役割や計画の進行管理・評価等について掲載しています。

資料編 … 地域福祉計画推進委員会の審議経過や市民アンケートの結果等を掲載しています。

計画の体系

基本理念

地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、
市民の手で支えあう福祉のまち

基本方針

1 市民参加で支える
地域福祉

2 利用者主体の
福祉サービスの充実

3 安心・快適な
生活環境づくり

施策の
方向性

1-(1) 地域福祉への
意識高揚

2-(1) 情報提供や
サービス利用の促進

3-(1) 人にやさしい
環境の整備

1-(2) 支えあい活動の推進

2-(2) 相談支援機能の充実

3-(2) 地域の安全に向けた
取組

1-(3) 自立を支える
しくみづくり

2-(3) 成年後見制度の啓発
や権利擁護支援

3-(3) 災害時の
支援体制づくり

施策の展開

基本方針 1

市民参加で支える地域福祉



地域における支えあい活動の活性化を図り、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりを進め、自立に向けた支援に取り組めます。

施策の方向性 1 - (1) 地域福祉への意識高揚

【主な取組内容】

- ◆子どもたちへの福祉教育・人権教育を継続し、思いやりの心を育てます。
- ◆市民の地域福祉に関する意識醸成や、啓発活動を継続して行います。
- ◆障がいや認知症などへの理解促進に向け、体験型の講座等による学びの場を充実させます。



施策の方向性 1 - (2) 支えあい活動の推進

【主な取組内容】

- ◆ボランティア組織・団体への参加・利用が気軽にできる仕組みをともに考えます。
- ◆高齢者等の社会参加の場を確保しつつ、地域全体での交流や世代間の交流につなげます。
- ◆高齢者や子どもたちに対する見守りや声掛けの活動など、地域住民が、できる範囲で参加が可能な取組を推進します。

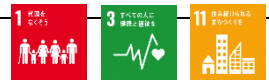
施策の方向性 1－（3）自立を支えるしくみづくり

【主な取組内容】

- ◆生活困窮者等の自立に向け、制度の周知を継続して実施し、連携による情報の把握と総合的な支援体制の整備により、必要な支援を行います。また、子どもに学ぶことの楽しさを教え、自立への意欲が高まるように支えます。
- ◆再犯防止の推進に向け、保護司会の広報誌を市民に配布し、「社会を明るくする運動」や、保護司会、更生保護サポートセンター、協力雇用主等の役割や活動等について周知し、理解促進につなげます。また、連携して相談にあたる体制づくりを進めます。

基本方針 2

利用者主体の福祉サービスの充実



子ども、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民の多様化、高度化するニーズに対応できるように、総合的な福祉サービスの提供を図ります。

施策の方向性 2－（1）情報提供やサービス利用の促進

【主な取組内容】

- ◆広報誌、ウェブサイト、コミュニティFM、SNSなど多様な情報提供に努めます。
- ◆サービスのメニューを広げ、必要なサービスに適切につながるよう支援します。



施策の方向性 2－（2）相談支援機能の充実

【主な取組内容】

- ◆本人や世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的・重層的な支援体制の構築に努めます。
- ◆多様な課題に対応できるように連携を強化し、支援の幅を広げます。
- ◆困りごとを抱え込んでしまわないよう、相談窓口の周知や案内を積極的に行います。

施策の方向性 2－（3）成年後見制度の啓発や権利擁護支援

【主な取組内容】

- ◆成年後見制度に関する情報を広報・周知し、正しい知識の普及と理解促進に努めます。
- ◆必要に応じて、日常生活自立支援事業による支援や、市長による成年後見等の申立てを行います。また、費用負担が困難な人には、助成を行います。
- ◆支援を必要とする人を適切な支援へとつなげる地域連携のネットワークづくりを進めます。

基本方針 3

安心・快適な生活環境づくり



災害、犯罪及び事故の防止、災害発生時の行政と地域の協働体制の確立など、誰もが安心して生活できる、生活環境づくりを推進します。

施策の方向性 3－（1）人にやさしい環境の整備

【主な取組内容】

- ◆相手を思いやる心や助けあいの精神を醸成し、「こころのバリアフリー化」を推進します。
- ◆豪雪地特有の雪への負担軽減のため、除雪に関する支援を継続します。



施策の方向性3－（2）地域の安全に向けた取組

【主な取組内容】

- ◆要配慮世帯について、民生委員・児童委員をはじめ、行政区、関係機関と情報共有を行い、地域ぐるみでの見守りや声掛けを推進します。
- ◆すべての行政区に自主防災組織が設立されるよう、必要な支援を行います。

施策の方向性3－（3）災害時の支援体制づくり

【主な取組内容】

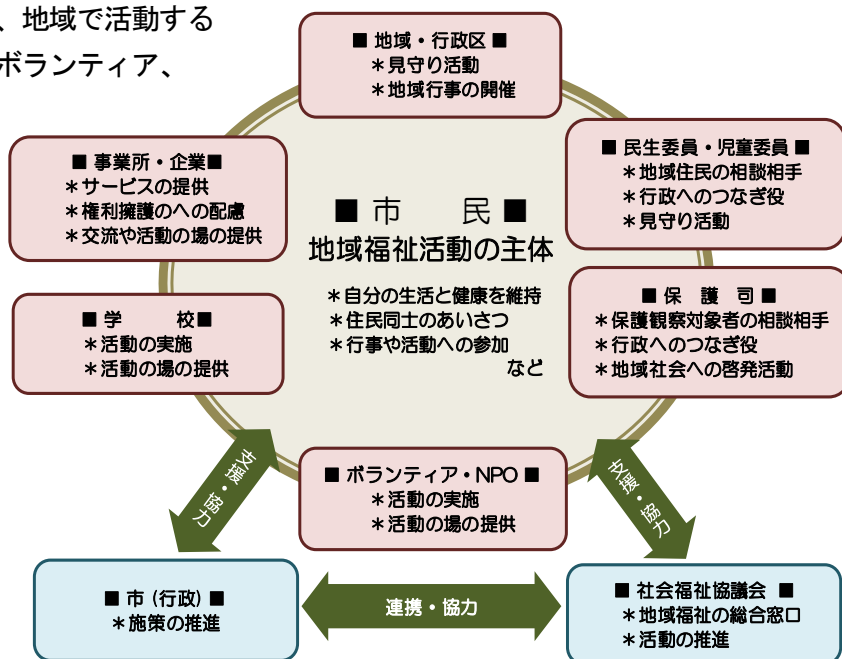
- ◆防災に関する研修や講演等を通じて自助・共助・公助の協働に向けた取組を進めます。
- ◆情報伝達のための多様な手段を整え、地域における実践的な訓練等を支援します。
- ◆「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を整備し、情報共有を進めることで、災害時の支援体制を確立します。
- ◆「福祉避難所」の確保について、関係部署・関係機関と連携して取り組みます。

計画の推進に向けて

すべて市民が、安全で、安心して暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取組と、市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいく必要があります。



発行：南魚沼市 福祉保健部 福祉課
〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1
TEL.025(773)6667 FAX.025(773)6723
※計画書は市の公式ウェブサイト
公開しています。
<https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>



地域福祉計画
で検索！